

平成19年第2回大仙市議会臨時会会議録第1号

平成19年4月20日（金曜日）

議事日程第1号

平成19年4月20日（金曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定（1日間）
- 第3 議長報告
・専決処分報告（法第180条第1項関係）
・例月現金出納検査結果
- 第4 報告第1号 専決処分報告について（平成18年大仙市老人保健特別会計補正予算（第4号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第5 報告第2号 専決処分報告について（平成18年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第6 報告第3号 専決処分報告について（平成18年度大仙市一般会計補正予算（第7号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第7 報告第4号 専決処分報告について（平成18年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第8 報告第5号 専決処分報告について（平成18年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号））
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第9 報告第6号 専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）
（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第10 報告第 7号 専決処分報告について（大仙市国民健康保険税条例の一部を
改正する条例）

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第11 議案第115号 平成19年度大仙市一般会計補正予算（第1号）

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

出席議員（29人）

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 金谷道男	9番
10番 千葉健	11番 渡邊秀俊	12番 佐藤芳雄
13番 高橋敏英	14番 竹原弘治	15番 橋村誠
16番 武田隆	17番 斉藤博幸	18番 菊地幸悦
19番 大坂義徳	20番 大山利吉	21番 門脇一男
22番 本間輝男	23番 児玉裕一	24番 高橋幸晴
25番 佐々木洋一	26番 大野忠夫	27番 佐々木昌志
28番 北村稔	29番 鎌田正	30番 藤田君雄

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
教育長	三浦憲一	代表監査委員	田牧貞夫
総務部長	老松博行	企画部長	佐々木正広
市民生活部長	元吉峯夫	健康福祉部長	深谷久和
農林商工部長	藤原薫	建設部長	柴田勝三
病院事務長	富岡曉雄	水道局長	田口良邦
教育次長	相馬義雄	教育次長	今井聰
総務課長	進藤雅彦		

議会事務局職員出席者

局	長	田	口	誠	一	参	事	高	橋	薫			
副	主	幹	伊	藤	雅	裕	副	主	幹	加	藤	博	勝
主	任	菅	原	直	久								

午前 9時58分

○議長（橋本五郎君） 開会前に副市長の方から発言の申し出がありますので許します。
副市長。

○副市長（久米正雄君）【登壇】 4月1日付の人事異動が発令して初めての議会でございますので、今回から議場に入りました新任の部長を紹介したいと思います。

市民生活部長の元吉峯夫でございます。農林商工部長の藤原薫でございます。市立大曲病院事務長の富岡暁雄でございます。教育次長の今井聰でございます。

以上が今回の人事異動で新たに部長になって議場に入ります職員でございますので、どうかよろしくお願いいたします。

午前10時00分 開 会

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

これより平成19年第2回大仙市議会臨時会を開会いたします。

市長から招集の挨拶があります。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 皆さん、おはようございます。

本日、平成19年第2回大仙市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして誠にありがとうございます。

今次臨時会でご審議をお願いいたします案件は、平成18年度大仙市老人保健特別会計補正予算などに係る専決処分報告7件のほか、平成19年度大仙市一般会計補正予算1件の合計8件であります。

平成19年度大仙市一般会計補正予算につきましては、去る3月15日に発生した丸の内児童館の火災により被災された世帯に対し、見舞金を支給させていただくためのものであります。

また、農事組合法人「かくまがわ」が事業主体となって実施する乾燥調整施設建設事業に係る補助金につきましては、当初6月補正を予定しておりましたが、事業主体によ

る地質調査の結果、地盤が軟弱で工期が当初計画より2カ月程度延びる見込みとなり、当初計画どおりこの秋から供用を開始するために着工を早める必要が生じたことによるものであります。

このほか新たに商工観光課に企業対策班を設置し、企業誘致のさらなる促進を図ることとしたことに伴い、関係予算を補正する必要があることから、今般臨時会を招集させていただいたところであります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げまして、招集の挨拶にかえさせていただきます。

午前10時02分 開 議

○議長（橋本五郎君） これより本日の会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 本日の会議は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において10番千葉健君、11番渡邊秀俊君、12番佐藤芳雄君を指名いたします。

○議長（橋本五郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今般臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（橋本五郎君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

市長から、議会の委任による専決処分1件の報告書並びに市代表監査委員から例月現金出納検査結果が提出されましたので、これを別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第4、報告第1号から日程第11、議案第115号までの8件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） それでは、ご説明申し上げます。

なお、専決処分報告につきましては、単行案、条例案、補正予算の順にご説明させていただきますので、あらかじめご了承お願いいたします。

はじめに議案書の方をご覧いただきたいと思います。

2ページ・3ページでございます。

報告第2号の専決処分であります。平成18年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について、ご説明申し上げます。

本件は、暖冬による大曲及び協和スキー場の運営費等の減額及びスキー場使用料の減収等に伴い、平成18年度大仙市スキー場事業特別会計に平成18年度大仙市一般会計から繰り入れる額を2,408万1千円以内から4,693万3千円以内に変更することについて、平成19年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に飛びまして、7ページから14ページまでとなります。

報告第6号及び報告第7号の専決処分であります大仙市税条例の一部を改正する条例及び大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

これらにつきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成19年3月30日に公布され、いずれも一部を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、平成19年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

改正の主な内容であります。第1点は個人市民税の改正であります。新たに規定された法人課税信託について、法人課税信託の引き受けを行う受託者は法人課税信託の信託資産等と当該受託者の固有資産等ごとに、それぞれ別の者とみなして法人税割額を課税することとされたもので、信託法の施行の日から適用することとしております。

次に、上場株式等の配当等に係る軽減税率の特例及び上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例、内容としては本則税率20%を10%で課税しているものであります。

が、この特例について適用期限をそれぞれ1年延長するものであります。

次に、特定新規中小企業者の適用要件の緩和及び確認手続きの合理化を行うとともに、譲渡所得等の課税の特例、内容としましては譲渡所得等を2分の1に圧縮して課税するというものであります。この特例の適用期限を2年延長するものであります。

改正点の2点目は、固定資産税の改正であります。65歳以上の方、要介護認定もしくは要支援認定を受けている方、または障害者の認定を受けている方が居住する既存の住宅に平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に廊下の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室や便所の改良など一定のバリアフリー改修工事が完了したものについて、工事内容等を確認することができる書類を添付して市に申告がなされた場合には、当該住宅に係る固定資産税の税額を改修工事が完了した年の翌年度分に限り3分の1減額する制度を創設し、平成19年度以後の年度分について適用するものであります。

次に、第3点目の改正であります。市たばこ税の改正であります。たばこ税の税率について地方税法附則に規定されている特例税率を廃止し、地方税法の本則税率とした改正に伴うものであります。市税条例附則の特例税率は平成18年7月1日から既に適用されており、本改正による税の増減収は生じないものでございます。

改正点の第4点目は、国民健康保険税の改正であります。医療分の基礎課税額に係る課税限度額を現行53万円から3万円引き上げ56万円とし、平成19年度以後の年度分について適用するものであります。

その他の改正につきましては、非課税等特別措置の整理合理化などを行ったことによる条文の整理と改正に伴う経過措置などを規定したものであり、一部を除き平成19年4月1日から施行しております。

続きまして、平成18年度の3月補正予算書の方をご覧いただきたいと思っております。3月補正予算書の1ページを初めにご覧いただきたいと思っております。

報告第1号の専決処分であります。平成18年度大仙市老人保健特別会計補正予算(第4号)について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、老人医療費適正化推進費国庫補助金の清算に伴う補正であります。返還金と老人保健事務費及び医療給付事務費との間で歳出の組替補正を行ったものであります。

4ページをご覧いただきたいと思っております。

1款総務費は、老人保健事務費及び医療給付事務費について臨時職員等賃金の実績に

伴う 64 万 7 千円の減額補正であります。

3 款諸支出金は、平成 17 年度に交付されました国庫補助金の額が確定したため、これに伴う返還金として 64 万 7 千円の補正であります。

なお、国庫補助金の返還期限が平成 19 年 3 月 30 日であったことから、返還手続きに要する期間を考慮し、平成 19 年 3 月 28 日付で地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものであり、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、7 ページになります。

報告第 3 号の専決処分であります。平成 18 年度大仙市一般会計補正予算（第 7 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、市債の確定に伴う財源振替等の補正及び土地区画整理事業特別会計繰出金、スキー場事業特別会計繰出金などについて補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1,715 万 2 千円を追加し、補正後の予算総額を 474 億 5,218 万 2 千円としたものであります。

10 ページをご覧願いたいと思います。

県営土地改良事業費負担金 823 万 9 千円につきましては、一般農道仙北中央 3 期地区に係る県の用地交渉が難航し、予定されていた工事が翌年度に繰り越しとなったことから繰越明許費を設定したものであります。

それでは、補正予算の概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

14 ページをご覧いただきたいと思います。

歳入 6 款地方消費税交付金は 2,076 万 9 千円の減額補正であります。

10 款地方交付税は、特別交付税として 1,472 万 1 千円の補正であります。

21 款市債は、駅東線街路整備事業債、仙北ふれあい公園整備事業債など 7 事業債の確定により 2,320 万円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

6 款農林水産業費は、市債の確定に伴う財源振替であります。

16 ページになります。

8 款土木費は、市債の確定に伴う財源振替及び土地区画整理事業特別会計繰出金として 570 万円の減額補正であります。

10 款教育費は、スキー場事業特別会計繰出金として 2,285 万 2 千円の補正であ

ります。

以上、平成19年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

続きまして、19ページをご覧ください。

報告第4号の専決処分であります。平成18年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、市債額の確定によるものであり、一般会計繰入金と土地区画整理事業債の間で歳入の組替補正を行ったものであります。

23ページになります。

3款繰入金は、一般会計繰入金として570万円の減額補正であります。

4款市債は、大曲駅前第二地区土地区画整理事業債として570万円の補正であります。

以上、平成19年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

次に、25ページをご覧ください。

報告第5号の専決処分であります。平成18年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、今冬の暖冬により営業日数が極端に少なかったことから、スキー場使用料の減収等やスキー場運営費等の減額について、決算見込みを勘案し補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額から、それぞれ1,007万6千円を減額し、補正後の予算総額を5,647万7千円としたものであります。

30ページをご覧いただきたいと思っております。

歳入1款使用料及び手数料は、スキーリフト運賃及び宿泊施設使用料として2,601万6千円の減額補正であります。

3款繰入金は、一般会計繰入金として2,285万2千円の補正であります。

4款諸収入は、売店及び食堂収入として691万2千円の減額補正であります。

歳出2款事業費は、スキー場運営費及びリフト運転費として1,007万6千円の減額補正であります。

以上、平成19年3月30日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものであります。

続きまして、平成19年度の4月補正予算書の方をご覧いただきたいと思います。1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第115号、平成19年度大仙市一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、去る3月に発生いたしました丸の内児童館の火災に伴う公共施設出火見舞金支給費や農事組合法人「かくまがわ」が事業主体として実施いたします乾燥調整施設の建設事業に対する補助金などについて補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に、それぞれ5,534万円を追加し、補正後の予算総額を428億4,404万円とするものであります。

それでは、補正予算の概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

6ページをご覧いただきたいと思います。

15款県支出金は、強い農業づくり交付金事業費補助金といたしまして4,500万円の補正であります。

19款繰越金は、前年度繰越金といたしまして1,034万円の補正であります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

3款民生費は、丸の内児童館の火災により被災された世帯に対し、見舞金を支給するための公共施設出火見舞金支給費として30万円の補正であります。

8ページになります。

6款農林水産業費は、担い手支援事業費といたしまして農地組合法人「かくまがわ」が事業主体として実施いたします乾燥調整施設（ライスセンター）の建設事業に対する補助金として5,400万円の補正であります。

7款商工費は、企業誘致振興対策費を廃止いたしまして、それぞれの事業内容毎に企業誘致対策費、工業団地管理費及び工業団地整備事業費（債務負担分）への組替補正をするものであります。あわせて企業誘致対策費につきましては、企業誘致活動に係る旅費等といたしまして104万円の増額補正をするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

報告第6号は総務常任委員会に、報告第1号、報告第2号、報告第5号及び報告第7号は教育民生常任委員会に、報告第4号は建設水道常任委員会に、報告第3号及び議案第115号は所管する各常任委員会にそれぞれ付託いたします。

この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時20分 休 憩

.....
午前11時30分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 日程第9、報告第6号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

総務常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

報告第6号「専決処分報告について」は、大仙市税条例の一部を改正する条例であります。

本件につきましては、地方税法の一部改正に伴い、市税条例の一部を改正したものであり、当局からの内容説明に対し、当市では法人課税信託者はいるのかとの質問があり、当局からは、初めてのことであり実数は不明であるとの答弁がありました。

また、バリアフリー化による減税措置の周知を市民に図るとともに請負業者への指導も望むとの意見がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、報告第6号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第4、報告第1号、日程第5、報告第2号、日程第8、報告第5号、日程第10、報告第7号の4件を一括して再び議題といたします。

本4件に関し委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当常任委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催し、慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告をいたします。

報告第1号「平成18年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第4号）」に係る専決処分報告、報告第2号の「平成18年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更」に係る専決処分報告及び報告第5号の「平成18年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第2号）」に係る専決処分報告の3案につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本3案は承認すべきものと決した次第であります。

次に、報告第7号「大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」に係る専決処分報告につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、基礎課税額の引き上げによる限度額対象世帯とそれから外れる世帯の数についての質疑があり、当局からは、現在の53万円の限度額対象世帯は408世帯であり、改正によって限度額の対象となる世帯は339世帯で、1,017万円の税額の増が見込まれる。また、それから外れる69世帯の税額は107万8千円となる見込みであるとの答弁がありました。

その他、二、三の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、報告第1号、報告第2号、報告第5号及び報告第7号の4件を一括して採決いたします。本4件に対する委員長報告は承認であります。本4件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって本4件は、承認することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第7、報告第4号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき委員会を開催しましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第4号「専決処分報告について（平成18年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより、報告第4号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第6、報告第3号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに総務常任委員長30番藤田君雄君。

○総務常任委員長(藤田君雄君) 【登壇】 ご報告を申し上げます。

報告第3号「専決処分報告について」は、平成18年度大仙市一般会計補正予算(第7号)であります。

当委員会の所管する事項については、歳入の市債の確定や地方交付税の確定などに伴う歳入補正についてであり、当局からの内容説明に対し格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長29番鎌田正君。

○企画産業常任委員長(鎌田正君) 【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第3号「専決処分報告について(平成18年度大仙市一般会計補正予算(第7号))」のうち、当委員会の所管する予算につきまして、当局からの説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、出席委員の一致をもって承認すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長 21 番門脇一男君。

○教育民生常任委員長(門脇一男君) 【登壇】 ご報告いたします。

報告第3号の「平成18年度大仙市一般会計補正予算(第7号)」に係る専決処分報告のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 10 番千葉健君。はい、10 番。

○建設水道常任委員長(千葉 健君) 【登壇】 ご報告いたします。

報告第3号「専決処分報告について(平成18年度大仙市一般会計補正予算(第7号))」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。本件に対する各委員長報告は承認であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第11、議案第115号を再び議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。初めに、企画産業常任委員長29番鎌田正君。

○企画産業常任委員長(鎌田 正君) 【登壇】 ご報告いたします。

議案第115号「平成19年度大仙市一般会計補正予算(第1号)」のうち、当委員会の所管する歳入歳出予算につきまして、当局から内容説明の後、質疑において、企業誘致対策費について具体的な中身についての質疑等がありましたが、当局説明を了とし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長21番門脇一男君。

○教育民生常任委員長(門脇一男君) 【登壇】 ご報告いたします。

議案第115号「平成19年度大仙市一般会計補正予算(第1号)」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容に対し、質疑において、出火原因は確定できたのかとの質問があり、当局からは、現在、県警の科学捜査研究所調査中であり確定はできないという話は聞いているとの答弁がありました。

その他、今回の火災及び見舞金の支給に対する被災家族の反応や焼失した場合の後片付けの問題についての質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより、議案第115号を原案についてを採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 以上、本臨時会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成19年第2回大仙市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午前11時49分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

橋 本 五 郎

議 員

千 葉 健

議 員

渡 邊 秀 俊

議 員

佐 藤 芳 雄

